

ふじみ野市建設工事等における前払金 支払限度額の見直しについて（お知らせ）

建設工事等の受注者における資金繰りの円滑化・安定化及び資金調達の負担軽減による市の公共工事の適正な施工及び履行の確保を図るため、ふじみ野市建設工事標準請負契約約款第35条、ふじみ野市委託契約約款第15条に規定する請負代金額の前払金等の支払について、次のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

Ⅰ 見直しの概要

見直し前	⇒	見直し後
前払金（ふじみ野市建設工事標準請負契約約款第35条第1項） （ふじみ野市委託契約約款第15条第1項）		
請負代金額の10分の4以内とし、 支払限度額は（上限額）は2億円	⇒	請負代金額の10分の4以内とし、 支払限度額は（上限額）はなし
中間前払金（ふじみ野市建設工事標準請負契約約款第35条第4項）		
請負代金額の10分の2以内とし、 支払限度額は（上限額）は1億円	⇒	請負代金額の10分の2以内とし、 支払限度額は（上限額）はなし

※前払金の対象は、請負代金額が130万円以上の土木建築に関する工事及び当該工事に伴う設計又は調査に係る業務となります。

※中間前払金の対象は、請負代金額が130万円以上で、かつ、工期が2か月を超える土木建築に関する工事となります。

※受注者が保証事業会社と補償契約をし、その保証証書を発注者に寄託した場合に限ります。

※複数年度に跨る工事については各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行います。

Ⅰ 適用時期

令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は入札指名をする案件から適用します。

担 当 総務部契約・法務課契約・検査係
電話番号 049-262-9010(直通)

見直しの概要について、ふじみ野市公式ホームページでもご確認いただけます。

ふじみ野市 前払金支払限度額 で 検索

